

鹿児島県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成19年7月18日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第202条の規定に基づき、鹿児島県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の実施)

第2条 監査委員は、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行うときは、あらかじめその期日、事務事業その他必要な事項について監査等の対象となる機関の長に通知するものとする。ただし、緊急に監査等を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

2 監査等の結果の報告又は通知若しくは公表は、当該監査の終了後速やかに行うものとする。

(監査委員事務局の設置)

第3条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、書記その他の職員（以下「職員」という。）を置く。

2 職員の定数は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年条例第4号）の定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査等の執行に関し必要な事項は、監査委員の合議により別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。